

宅地造成に関する工事の許可申請書の添付書類一覧

1 書類（証明書等は申請書受付日から3ヶ月以内の発行のものとします。）

書 類 名	内 容	備 考
許可申請書 (法様式第二)	正本一部	宅地の所在及び地番欄内に全ての地番が記載しきれない場合は、別紙に記載の上添付してください。
許可通知書	副本一部（正本の写し可）	
手数料	市川市手数料規則に定める手数料を指定の金融機関等にて納付	納付書は許可申請書受付時に宅地課にて発行します。
土地の登記簿の全部事項証明書	工事をしようとする土地に係る部分	
宅地造成に関する工事の土地使用承諾書 (市規則様式第2号)	1 使用土地の範囲.....工事をしようとする土地の地番を記載 2 使用の内容.....切土、盛土等の別を記載	工事をしようとする土地が他人の所有する場合に提出してください。 当該、承諾書の印鑑証明書を添付してください。
宅地造成に関する工事の設計者の資格申告書 (市規則様式第3号)	工事が次のいずれかによる場合は、政令第18条各号に掲げる資格を有する者であることを証する書類 (卒業証明書、合格証の写し等) ・高さが5mをこえる擁壁の設置 ・切土又は盛土をする土地の面積が1,000㎡をこえる土地における排水施設の設置	左記以外の工事の場合でも申告書は提出してください。その際、証明書等は添付不要です。
その他市長が必要と認めた書類		
	工事に関係がある公共施設等の管理者との協議報告書	
	工事施行者の建設業者登録証明書等	
	風致地区内行為許可が必要な場合は、当該許可証の写し	

鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置しようとする者は、擁壁の概要、構造計算、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書を提出しなければなりません。

がけ面を擁壁でおおわない者は、土質試験等に基づく安定計算を記載した安定計算書を提出しなければなりません。

2 図 面（設計図には、作成者の記名・押印をしてください。）

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	造成区域の位置、方位、道路及び目標となる建物	1/10000 以上	
公図の写し	区域の境界を赤枠等で明示し、申請地及び隣接部分の土地の所有者名を記載	1/500 1/600	
地形図 （現況図）	地形、造成区域の境界、造成区域内及び造成区域の周辺の公共施設等、方位、高低差、既存建築物及び既存擁壁等の工作物の位置、形状	1/2500 以上	等高線は、2 mの標高差を示すものとします。
宅地の平面図 （造成計画平面図）	造成区域の境界及び方位 切土又は盛土をする土地の部分 公共施設の位置及び名称 予定建築物等の敷地の形状 排水施設の位置及び種類 地盤高 のり面の位置及び形状 擁壁の位置及び種類、高さ	1/2500 以上	断面図を作成した部分については、断面図と照合できるように記号を付してください。
宅地の断面図 （造成計画断面図）	造成区域の境界、切土又は盛土をする前後の地盤面、擁壁	1/2500 以上	
排水施設の平面図	造成区域の境界、排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称	1/500 以上	
がけの断面図	がけの高さ、勾配及び土質、切土又は盛土をする前の地盤面並びにがけ面の保護の方法	1/50 以上	擁壁でおおわれるがけ面は、土質に関する事項は図示不要です。
擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、水抜き穴の位置及び材料並びに径、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法、鉄筋の位置及び径	1/50 以上	
擁壁の背面図	擁壁の高さ、水抜き穴の位置及び材料並びに径、透水層の位置及び寸法	1/50 以上	
その他市長が必要と認めた図面			
求積図	造成区域全体及び切土又は盛土をする部分	1/2500 以上	